

平成 30 年度 福祉職場 PR 事業 各種媒体による広報活動 実施要領

1. 目的

県民に各種広報媒体を使い 11 月 11 日が「介護の日」であることを周知することを目的とする。

併せて、前後 2 週間に設定された「福祉人材確保重点的期間」を中心として、県民が福祉・介護サービスについて理解と認識を深め、福祉・介護の確保・定着の促進が図れるよう新聞広告等により広報・啓発活動を行う。

2. 事業区分

福祉職場 PR 事業

3. 事業概要

(1) 内容

信濃毎日新聞の 1 面に 11 月 11 日が「介護の日」であることを周知する広告を掲載する。また、掲載した紙面を A2 及び A3 サイズのポスターを作成し、掲載日以降の広告媒体として活用する。

(2) 実施方法

広告代理店数社によるプロポーザルを行い、予算、広告内容について審査委員が審査し、委託業者を選定する。

選定後、委託業者と長野県社会福祉協議会との協議により紙面の内容を決定し、11 月 11 日に信濃毎日新聞に掲載する。

4. 委託業務について

- (1) 審査委員は本事業の目的を達成するために必要と認められる機関から選出された若干名の委員をもって組織し、当該年度の 4 月 1 日から事業終了までを任期とする。
- (2) 審査は別紙「応募要領」に定めた審査方法に基づき行う。
- (3) 委託業務内容および委託期間は「仕様書」(別添 1)のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。